

静岡県告示第543号

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第687号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この要綱において「<u>地域密着型特別養護老人ホーム</u>」とは、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。</u></p> <p>(3) この要綱において「<u>大規模特別養護老人ホーム</u>」とは<u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5の特別養護老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。</u></p> <p>(4) この要綱において「<u>小規模介護老人保健施設</u>」とは、<u>介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設のうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。</u></p> <p>(5) この要綱において「<u>大規模介護老人保健施設</u>」とは、<u>介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設のうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。</u></p> <p>(6) この要綱において「<u>小規模介護医療院</u>」とは、<u>介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院のうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。</u></p> <p>(7) この要綱において「<u>大規模介護医療院</u>」とは、<u>介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院のうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。</u></p> <p>(8) この要綱において「<u>大規模養護老人ホーム</u>」とは、<u>老人福祉法第20条の4の養護老人ホームのうち、その入所定員が30人以上</u></p>	<p>第2 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この要綱において「<u>小規模養護老人ホーム</u>」とは、<u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4の養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。</u></p> <p>(3) この要綱において「<u>大規模養護老人ホーム</u>」とは、<u>老人福祉法第20条の4の養護老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。</u></p> <p>(4) この要綱において「<u>大規模特別養護老人ホーム</u>」とは、<u>老人福祉法第20条の5の特別養護老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。</u></p> <p>(5) この要綱において「<u>小規模軽費老人ホーム</u>」とは、<u>老人福祉法第20条の6の軽費老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。</u></p> <p>(6) この要綱において「<u>大規模軽費老人ホーム</u>」とは、<u>老人福祉法第20条の6の軽費老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。</u></p> <p>(7) この要綱において「<u>有料老人ホーム</u>」とは、<u>老人福祉法第29条第1項の有料老人ホームをいう。</u></p> <p>(8) この要綱において「<u>小規模有料老人ホーム</u>」とは、<u>有料老人ホームのうち、その入所定員が29人以下のものをいう。</u></p> <p>(9) この要綱において「<u>大規模有料老人ホーム</u></p>

- であるものをいう。
- (9) この要綱において「小規模軽費老人ホーム」とは、老人福祉法第20条の6の軽費老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。
- (10) この要綱において「大規模軽費老人ホーム」とは、老人福祉法第20条の6の軽費老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。
- (11) この要綱において「老人短期入所施設」とは、老人福祉法第20条の3に規定する施設をいう。
- (12) この要綱において「認知症高齢者グループホーム」とは、介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居をいう。
- (13) この要綱において「小規模多機能型居宅介護事業所」とは、介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護事業又は同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点をいう。
- (14) この要綱において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」とは、介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行うために必要な施設をいう。
- (15) この要綱において「看護小規模多機能型居宅介護事業所」とは、介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスを提供する拠点をいう。
- (16) この要綱において「認知症対応型デイサービスセンター」とは、介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又

- ムとは、有料老人ホームのうち、その入所定員が30人以上のものをいう。
- (10) この要綱において「訪問介護事業所」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護の事業を行う事業所をいう。
- (11) この要綱において「訪問入浴介護事業所」とは、介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護又は同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護の事業を行う事業所をいう。
- (12) この要綱において「訪問看護事業所」とは、介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護の事業を行う事業所をいう。
- (13) この要綱において「訪問リハビリテーション事業所」とは、介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション又は同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う事業所をいう。
- (14) この要綱において「居宅療養管理指導事業所」とは、介護保険法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導又は同法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導の事業を行う事業所をいう。
- (15) この要綱において「大規模通所介護事業所」とは、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護の事業を行う事業所のうち、その利用定員が19人以上のものをいう。
- (16) この要綱において「通所リハビリテーション事業所」とは、介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション又は同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションの事業を行う事業

は同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う施設をいう。

(17) この要綱において「介護予防拠点」とは、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ハに規定する第一号生活支援事業を除く。）の全部又は一部を行う拠点をいう。

(18) この要綱において「地域包括支援センター」とは、介護保険法第115条の46第1項の施設をいう。

(19) この要綱において「生活支援ハウス」とは、老人福祉法第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、かつ、高齢者の居住の用に供するための施設であって、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域において整備されるもの、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯において同法第3条第1項に規定する豪雪地帯対策基本計画に基づいて整備されるもの、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村において整備されるもの、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第5条に規定する水源地域整備計画に基づいて整備されるもの、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域において整備されるもの又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において同法第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づいて整備されるものをいう。

(20) この要綱において「施設内保育施設」とは、介護関連施設に勤務する介護職員等の

所をいう。

(17) この要綱において「短期入所生活介護事業所」とは、介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所をいう。

(18) この要綱において「小規模短期入所生活介護事業所」とは、短期入所生活介護事業所のうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。

(19) この要綱において「大規模短期入所生活介護事業所」とは、短期入所生活介護事業所のうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。

(20) この要綱において「小規模短期入所療養介護事業所」とは、介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所のうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。

(21) この要綱において「大規模短期入所療養介護事業所」とは、介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所のうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。

(22) この要綱において「福祉用具貸与事業所」とは、介護保険法第8条第12項に規定する福祉用具貸与又は同法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与の事業を行う事業所をいう。

(23) この要綱において「福祉用具販売事業所」とは、介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売又は同法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売の事業を行う事業所をいう。

ための保育施設をいう。

(21) この要綱において「訪問看護ステーション」とは、介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護の事業を行う施設をいう。

(22) この要綱において「介護療養型医療施設」とは、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。

(23) この要綱において「介護療養型老人保健施設」とは、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）附則第6条に規定する施設をいう。

(24) この要綱において「有料老人ホーム」とは、老人福祉法第29条第1項の施設をいう。

(25) この要綱において「サービス付き高齢者向け住宅」とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。

(26) この要綱において「ユニット化」とは、既存のユニット（少数の居室（介護老人保健施設の場合にあつては療養室。以下同じ。）及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）でない居室、共同で日常生活を営むための場所等をユニットとし、当該ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これ

(24) この要綱において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」とは、介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う事業所をいう。

(25) この要綱において「夜間対応型訪問介護事業所」とは、介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護の事業を行う事業所をいう。

(26) この要綱において「地域密着型通所介護事業所」とは、介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護の事業を行う事業所をいう。

(27) この要綱において「認知症対応型通所介護事業所」とは、介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所をいう。

(28) この要綱において「小規模多機能型居宅介護事業所」とは、介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点をいう。

(29) この要綱において「認知症高齢者グループホーム」とは、介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居をいう。

(30) この要綱において「地域密着型特別養護老人ホーム」とは、介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。

(31) この要綱において「看護小規模多機能型

に対する支援を行える居室環境等の改善のための整備をすることをいう。

(27) この要綱において「創設」とは、新たに施設を整備することをいう。

(28) この要綱において「増床」とは、既存の施設の増員を図るための整備をすることをいう。

(29) この要綱において「改築」とは、既存の施設の定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。次号において同じ。）をすることをいう。

(30) この要綱において「増改築」とは、既存の施設の増員を図るための整備及び改築整備をすることをいう。

(31) この要綱において「転換創設」とは、既存の施設を取り壊さずに、新たに施設を整備することをいう。

(32) この要綱において「転換改築」とは、既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備することをいう。

(33) この要綱において「転換改修」とは、既存の施設について、本体の躯体工事に及ばない屋内の改修工事を行うものをいう。

(34) この要綱において「静岡県計画」とは、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画であって、県が作成したものをいう。

(35) この要綱において「市町計画」とは、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画であって、県内の市町が作成したものをいう。

居宅介護事業所」とは、介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスを提供する拠点をいう。

(32) この要綱において「居宅介護支援事業所」とは、介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。

(33) この要綱において「小規模介護老人保健施設」とは、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設のうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。

(34) この要綱において「大規模介護老人保健施設」とは、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設のうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。

(35) この要綱において「小規模介護医療院」とは、介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院のうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。

(36) この要綱において「大規模介護医療院」とは、介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院のうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。

(37) この要綱において「介護予防拠点」とは、要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。以下同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ハに規定する第一号生活支援事業を除く。）の全部又は一部を行う拠点をいう。

(38) この要綱において「介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所」とは、介護保険法第115条の45の3第1項に規

定する指定事業者の当該指定に係る同法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業を行う事業所をいう。

(39) この要綱において「地域包括支援センター」とは、介護保険法第115条の46第1項の地域包括支援センターをいう。

(40) この要綱において「サービス付き高齢者向け住宅」とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。

(41) この要綱において「小規模サービス付き高齢者向け住宅」とは、サービス付き高齢者向け住宅のうち、その入所定員が29人以下のものをいう。

(42) この要綱において「大規模サービス付き高齢者向け住宅」とは、サービス付き高齢者向け住宅のうち、その入所定員が30人以上のものをいう。

(43) この要綱において「介護療養型医療施設」とは、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。

(44) この要綱において「小規模介護療養型医療施設」とは、介護療養型医療施設のうち、その入所定員が29人以下のものをいう。

(45) この要綱において「大規模介護療養型医療施設」とは、介護療養型医療施設のうち、その入所定員が30人以上のものをいう。

(46) この要綱において「介護療養型老人保健施設」とは、介護医療院の人員、施設及び

設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）附則第6条に規定する介護療養型老人保健施設をいう。

(47) この要綱において「生活支援ハウス」とは、老人福祉法第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、かつ、高齢者の居住の用に供するための施設であって、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域において整備されるもの、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯において同法第3条第1項に規定する豪雪地帯対策基本計画に基づいて整備されるもの、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村において整備されるもの、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第5条に規定する水源地域整備計画に基づいて整備されるもの、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域において整備されるもの又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において同法第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づいて整備されるものをいう。

(48) この要綱において「施設内保育施設」とは、介護関連施設に勤務する介護職員等のための保育施設をいう。

(49) この要綱において「小規模介護付きホーム」とは、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅のうち、その入所定員が29人以下であって、介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行うものをいう。

(50) この要綱において「大規模介護付きホー

ム」とは、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅のうち、その入所定員が30人以上であって、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行うものをいう。

(51) この要綱において「ユニット化」とは、既存のユニット（少数の居室（介護老人保健施設の場合にあつては療養室。以下同じ。）及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）でない居室、共同で日常生活を営むための場所等をユニットとし、当該ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援を行える居室環境等の改善のための整備をすることをいう。

(52) この要綱において「静岡県計画」とは、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画であつて、県が作成したものをいう。

(53) この要綱において「市町計画」とは、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画であつて、県内の市町が作成したものをいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）
別表2に掲げるとおりとする。

第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象及び補助率（額）

別表2に掲げるとおりとする。

(2) 補助の対象の特例

介護サービス提供体制整備促進事業であつて、交付の決定の前に着手し、又は完了したものについては、補助の対象とすべき特別な理由があると知事が認めた場合に限り、補助の対象とするものとする。この場

合において、交付の決定の前に完了したものを補助の対象とするときは、第5の(1)及び(2)、第6、第7並びに第9の規定は適用せず、第4の(1)イ中「交付申請一覧表」とあるのは「精算額一覧表」と、第4の(1)ウ中「申請額算出内訳表」とあるのは「精算額内訳表」と、第4の(1)エ中「事業計画書」とあるのは「事業実績書」と、第4の(1)カ中「収支予算書」とあるのは「収支決算（見込）書」と、「歳入歳出予算書」とあるのは「歳入歳出決算（見込）書」と、第8の(2)中「補助金交付確定通知書」とあるのは「補助金交付決定及び確定通知書」と、別表2中「要する」は「要した」と、様式第1号中「実施したい」とあるのは「実施した」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表1中「認知症対応型デイサービスセンター」を「認知症対応型通所介護事業所」に、「老人短期入所施設」を「短期入所生活介護事業所」に、

「

(5) 地域密着型特別養護老人ホーム
(6) 認知症高齢者グループホーム
(7) 小規模多機能型居宅介護事業所
(8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
(9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(10) 訪問看護ステーションであって、知事が別に定める要件を満たすもの
(11) 施設内保育施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの

を

」

(5) 大規模介護付きホーム
(6) 地域密着型特別養護老人ホーム
(7) 認知症高齢者グループホーム
(8) 小規模多機能型居宅介護事業所
(9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
(10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(11) 訪問看護事業所であって、知事が別に定める要件を満たすもの
(12) 施設内保育施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの

に改め、同表に次のように加える。

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	介護施設等の消毒・洗浄に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム	1施設当たり	補助対象経費の実支出額の範囲内で、知事が認めた額
		(2) 大規模介護老人保健施設		
		(3) 大規模介護医療院		
		(4) 大規模介護療養型医療施設		
		(5) 大規模養護老人ホーム		
		(6) 大規模軽費老人ホーム		
		(7) 大規模有料老人ホーム		
		(8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅		
		(9) 訪問介護事業所		
		(10) 訪問入浴介護事業所		
		(11) 訪問看護事業所		
		(12) 訪問リハビリテーション事業所		
		(13) 大規模通所介護事業所		
		(14) 通所リハビリテーション事業所		
		(15) 大規模短期入所生活介護事業所		
		(16) 大規模短期入所療養介護事業所		
		(17) 居宅介護支援事業所		
		(18) 福祉用具貸与事業所		
		(19) 福祉用具販売事業所		
		(20) 居宅療養管理指導事業所		
		(21) 地域密着型特別養護老人ホーム		
		(22) 小規模介護老人保健施設		
		(23) 小規模介護医療院		

	(24) 小規模介護療養型医療施設		
	(25) 小規模養護老人ホーム		
	(26) 小規模軽費老人ホーム		
	(27) 認知症高齢者グループホーム		
	(28) 小規模多機能型居宅介護事業所		
	(29) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	(30) 小規模有料老人ホーム		
	(31) 小規模サービス付き高齢者向け住宅		
	(32) 夜間対応型訪問介護事業所		
	(33) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
	(34) 地域密着型通所介護事業所		
	(35) 認知症対応型通所介護事業所		
	(36) 小規模短期入所生活介護事業所		
	(37) 小規模短期入所療養介護事業所		
	(38) 地域包括支援センター		
	(39) 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所		
	(40) 生活支援ハウス		
簡易陰圧装置の設置に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム	1台当たり	4,320,000円
	(2) 大規模介護老人保健施設		
	(3) 大規模介護医療院		
	(4) 大規模介護療養型医療施設		
	(5) 大規模養護老人ホーム		
	(6) 大規模軽費老人ホーム		
	(7) 大規模有料老人ホーム		
	(8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅		
	(9) 大規模短期入所生活介護事業所		
	(10) 大規模短期入所療養介護事業所		
	(11) 地域密着型特別養護老人ホーム		
	(12) 小規模介護老人保健施設		
	(13) 小規模介護医療院		
	(14) 小規模介護療養型医療施設		
	(15) 小規模養護老人ホーム		
	(16) 小規模軽費老人ホーム		

		(17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス		
	換気設備の設置に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 (11) 地域密着型特別養護老人ホーム (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模介護療養型医療施設 (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス	1 施設当たり	施設延べ床面積 (知事が認めた面積に限る。)に 4,000円を乗じて 得た額
介護職員 の宿舎 施設	宿舎を 創設 し、増	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院	1 宿舎当たり	補助対象経費の 実支出額の範囲 内で、知事が認

整備事業	築し、改築し、増改築し、又は改修する事業であって、知事が別に定める要件を満たすもの	(4) 大規模軽費老人ホームであって、知事が別に定める要件を満たすもの	めた額の3分の1の額
		(5) 大規模介護付きホーム	
		(6) 地域密着型特別養護老人ホーム	
		(7) 小規模介護老人保健施設	
		(8) 小規模介護医療院	
		(9) 小規模軽費老人ホームであって、知事が別に定める要件を満たすもの	
		(10) 認知症高齢者グループホーム	
		(11) 小規模多機能型居宅介護事業所	
		(12) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	
		(13) 看護小規模多機能型居宅介護事業所	
		(14) 小規模介護付きホーム	

備考

- 1 地域密着型サービス等整備助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（特別養護老人ホームをプライバシーの保護のため改修する事業に限る。）における整備区分

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること（空き家等の既存建物又は地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設を整備する事業を含む。）。
増床	既存の施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存の施設を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たな施設を整備すること（一部改築を含む。）。 ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備することに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること（一部増改築を含む。）。 ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設を取り壊

	すかどうかは問わない。
--	-------------

2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（特別養護老人ホームをプライバシーの保護のため改修する事業を除く。）における整備区分

整備区分	整備内容
転換創設	既存の施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
転換改築	既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
転換改修	既存の施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

3 介護職員の宿舎施設整備事業における整備区分

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舎を整備すること。 ※1 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。 ※2 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること（一部改築を含む）。 ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること（一部増改築を含む）。 ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
改修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

別表2の1中「認知症対応型デイサービスセンター」を「認知症対応型通所介護事業所」に、「寄付金収入額」を「寄附金収入額」に改め、同表の2中「老人短期入所施設」を「短期入所生活介護事業所」に、

「(4) 大規模養護老人ホーム」を「(4) 大規模養護老人ホーム」「(5) 大規模介護付きホーム」に、「あてる」

を「充てる」に、「寄付金収入額」を「寄附金収入額」に、「(6) 訪問看護ステーション」を「(6) 訪問看護事業所」に、

<p>(5) 地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>(6) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(7) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>(10) 訪問看護ステーション</p> <p>(11) 施設内保育施設</p>	を	<p>(5) 大規模介護付きホーム</p> <p>(6) 地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>(7) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(8) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>(11) 訪問看護事業所</p> <p>(12) 施設内保育施設</p>	に改め、同表
--	---	--	--------

の3中「寄付金収入額」を「寄附金収入額」に、「老人短期入所施設」を「短期入所生活介護事業所」に改め、同表に次のように加える。

4 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

(1) 事業者に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
介護施設等の消毒・洗浄に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 訪問介護事業所 (10) 訪問入浴介護事業所 (11) 訪問看護事業所 (12) 訪問リハビリテーション事業所 (13) 大規模通所介護事業所 (14) 通所リハビリテーション事業所 (15) 大規模短期入所生活介護事業所 (16) 大規模短期入所療養介護事業所 (17) 居宅介護支援事業所 (18) 福祉用具貸与事業所 (19) 福祉用具販売事業所 (20) 居宅療養管理指導事業所 	<p>感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等を消毒・洗浄するために必要な需用費（消耗品費）、役務費（手数料）又は委託料。ただし、消毒・洗浄に関する事業として適当と認められない事業に係る経費を除く。</p>	<p>別表1に掲げる基準単価により算出された額</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内</p>
簡易陰圧装置の設置に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム 	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、</p>	<p>別表1に掲げる基準単価により算出された額。ただし、知事</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 	<p>通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他簡易陰圧装置設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 	<p>が認めた額を上限とする。</p>
<p>換気設備の設置に係る事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 	<p>換気設備を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他換気設備設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 	<p>別表1に掲げる基準単価により算出された額</p>

(2) 事業者に補助する市町に対して補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
介護施設等の消毒・洗浄に係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 夜間対応型訪問介護事業所 (13) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (14) 地域密着型通所介護事業所 (15) 認知症対応型通所介護事業所 (16) 小規模短期入所生活介護事業所 (17) 小規模短期入所療養介護事業所 (18) 地域包括支援センター (19) 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所 (20) 生活支援ハウス	感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等を消毒・洗浄するために必要な需用費（消耗品費）、役務費（手数料）又は委託料について、市町が補助するのに要する経費。ただし、消毒・洗浄に関する事業として適当と認められない事業に係る経費を除く。	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内
簡易陰圧装置の設置	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設	簡易陰圧装置を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分	別表1に掲げる基準単価に	

<p>に係る事業</p>	<p>(3) 小規模介護医療院 (4) 小規模療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業所 (14) 生活支援ハウス</p>	<p>担金及び適当と認められる購入費等を含む。)、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他簡易陰圧装置設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>	<p>より算出された額。ただし、知事が認めた額を上限とする。</p>
<p>換気設備の設置に係る事業</p>	<p>(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業</p>	<p>換気設備を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p>	<p>別表1に掲げる基準単価により算出された額</p>

	所 (14) 生活支援ハウス	(2) その他換気設備設置に関する 事業として適当と認められない 事業に係る経費		
--	-------------------	--	--	--

(3) 市町等に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
介護施設等の消毒・洗浄に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 訪問介護事業所 (10) 訪問入浴介護事業所 (11) 訪問看護事業所 (12) 訪問リハビリテーション事業所 (13) 大規模通所介護事業所 (14) 通所リハビリテーション事業所 (15) 大規模短期入所生活介護事業所 (16) 大規模短期入所療養介護事業所 (17) 居宅介護支援事業所 (18) 福祉用具貸与事業所 (19) 福祉用具販売事業所 (20) 居宅療養管理指導事業所 (21) 地域密着型特別養護老人ホーム (22) 小規模介護老人保健施設 (23) 小規模介護医療院 (24) 小規模介護療養型医療施設 (25) 小規模養護老人ホーム (26) 小規模軽費老人ホーム (27) 認知症高齢者グループホーム	感染が疑われる者が発生した場合には、介護施設等を消毒・洗浄するために必要な需用費（消耗品費）、役務費（手数料）又は委託料。ただし、消毒・洗浄に関する事業として適当と認められない事業に係る経費を除く。	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内

	<p>(28) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(29) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(30) 小規模有料老人ホーム</p> <p>(31) 小規模サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(32) 夜間対応型訪問介護事業所</p> <p>(33) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>(34) 地域密着型通所介護事業所</p> <p>(35) 認知症対応型通所介護事業所</p> <p>(36) 小規模短期入所生活介護事業所</p> <p>(37) 小規模短期入所療養介護事業所</p> <p>(38) 地域包括支援センター</p> <p>(39) 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所</p> <p>(40) 生活支援ハウス</p>		
<p>簡易陰圧装置の設置に係る事業</p>	<p>(1) 大規模特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 大規模介護老人保健施設</p> <p>(3) 大規模介護医療院</p> <p>(4) 大規模介護療養型医療施設</p> <p>(5) 大規模養護老人ホーム</p> <p>(6) 大規模軽費老人ホーム</p> <p>(7) 大規模有料老人ホーム</p> <p>(8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(9) 大規模短期入所生活介護事業所</p> <p>(10) 大規模短期入所療養介護事業所</p> <p>(11) 地域密着型特別養護老人ホーム</p>	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 他の国庫負担（補助）制度に</p>	<p>別表1に掲げる基準単価により算出された額。ただし、知事が認めた額を上限とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模療養型医療施設 (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス 	<p>より、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(2) その他簡易陰圧装置設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>		
換気設備の設置に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 (11) 地域密着型特別養護老人ホーム (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模療養型医療施設 	<p>換気設備を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(2) その他換気設備設置に関する</p>	別表1に掲げる基準単価により算出された額	

<ul style="list-style-type: none"> (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス 	<p>事業として適当と認められない 事業に係る経費</p>		
--	-----------------------------------	--	--

5 介護職員の宿舎施設整備事業

(1) 事業者に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
宿舎を創設し、増築し、増改築し、又は改修する事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホーム (5) 大規模介護付きホーム (6) 地域密着型特別養護老人ホーム (7) 小規模介護老人保健施設 (8) 小規模介護医療院 (9) 小規模軽費老人ホーム (10) 認知症高齢者グループホーム (11) 小規模多機能型居宅介護事業所 (12) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (13) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (14) 小規模介護付きホーム 	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）について、知事が別に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 設備整備に係る経費 (5) その他宿舎整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的をしない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内

(2) 市町等に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
宿舎を創設し、増築し、改築し、増築し、又は改修する事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホーム (5) 大規模介護付きホーム (6) 地域密着型特別養護老人ホーム (7) 小規模介護老人保健施設 (8) 小規模介護医療院 (9) 小規模軽費老人ホーム (10) 認知症高齢者グループホーム (11) 小規模多機能型居宅介護事業所 (12) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (13) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (14) 小規模介護付きホーム	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）について、知事が別に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 設備整備に係る経費 (5) その他宿舎整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的をしない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内

別表3中「認知症対応型デイサービスセンター」を「認知症対応型通所介護事業所」に改める。

様式第2号中

に改め、同様式（注）を次のように改める。

（注）

- 1 変更申請額算出内訳表の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。
- 2 E欄には、別表3の加算額を記載すること。
- 3 J欄には、A欄、D欄（加算額がある場合はF欄）及びI欄を比較して、いずれか少ない額を区分ごとに記載すること。
- 4 K欄には、要綱第11の離島振興法による特例の加算額を記載すること。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。ただし、改正後の別表1及び別表2の規定（介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（簡易陰圧装置の設置に係る事業及び換気設備の設置に係る事業に限る。）に係る部分に限る。）は、令和2年4月30日から適用する。